

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	出産・育児	子育て応援ポータルサイト(夢すくすくねっと)	<p>★ 鹿児島市内の子育てに関する情報が一目で分かるポータルサイトを運用しています。 アドレス http://kagoshima-yumesukusuku.net/ 掲載情報(子育てに関するイベント情報、保育園・幼稚園等の施設情報、メールによる子育て相談や相談事例集、育児サークルなど仲間づくりの情報、就園・就学に関する情報、救急・応急に関する情報、にこにこ子育て応援隊に関する情報、すくすくメールの登録 など)</p>
鹿児島市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業(すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、地域子育て支援センター)	<p>★ 子育て中の親子や妊娠中の方が気軽につどい、交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や講習会の開催、未就学児の一時預かりなどをしています。</p> <p>1. すこやか子育て交流館(りぼんかん) 対象者: 小学校3年生以下の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>2. 親子つどいの広場(なかもつち、たにっこりん、なかよしの) 対象者: 小学校就学前の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>3. 地域子育て支援センター(市内8か所) 対象者: 小学校就学前の子どもとその家族、妊娠中の方など</p> <p>○利用料: 無料(一時預かりやお部屋を借りる場合は有料)</p> <p>※親子つどいの広場(なかもつち)及び地域子育て支援センターでは一時預かりは行っておりません。</p>
鹿児島市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 労働等により昼間保護者のいない、小学校に就学している児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、その児童の健全な育成を支援します</p> <p>1 対象者 労働等により昼間保護者のいない、小学校に就学している児童</p> <p>2 保護者負担金 一月あたり3,500円 (そのほか、おやつ代や行事費などとして、一月あたり約2,000円や保険料が必要です)</p> <p>3 開所時間 平日: 14:00~18:00 授業のない土曜日、長期休暇中: 8:00~18:00 授業のある土曜日: 授業終了後~18:00</p>
鹿児島市	出産・育児	産後ケア	<p>★ 産後、助産所に宿泊または日帰りて入所して、産後の体力回復を図ったり授乳や沐浴の保健指導などを受けることができます。</p> <p>1 対象者 産後3か月以内の育児や身体的機能の回復に不安のある産婦</p> <p>2 本人負担額(1日当たり) 一般世帯 宿泊型 9,258円 日帰り型 4,629円 市民税非課税世帯 宿泊型 3,395円 日帰り型 1,698円 生活保護世帯 宿泊型 0円 日帰り型 0円</p> <p>3 委託先 ・鹿児島中央助産院 ・マイ助産院 ・ふるた助産院</p>
鹿児島市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 育児や家事の援助がほしい人(依頼会員)と援助ができる人(提供会員)がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織です。 入会申し込み後、センターの主催する講習会を受講すれば会員になります。</p> <p>○対象者</p> <p>1 依頼会員: 鹿児島市内に居住又は勤務する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方、または妊娠中の方。</p> <p>2 提供会員: 鹿児島市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅で子どもを預かれる方、または依頼会員の自宅で家事を行える方。特に保育士・看護師などの資格は不要です。 子育てに熱意をお持ちで社会参加をしてみたいと思っている方。</p> <p>3 両方会員: 依頼会員・提供会員の両方を兼ねることもできます。</p>
鹿児島市	出産・育児	乳幼児健康診査	<p>★ 1歳までの乳児の健康診査に係る費用を公費負担します。</p> <p>1歳児は歯科健診もあります。</p> <p>1 対象者 3か月児、7か月児、1歳児の乳児</p> <p>2 公費負担額 自己負担額全額</p> <p>3 助成方法 ・1歳までの乳児がいる家庭に各月齢に応じた受診票を綴った「赤ちゃんセット」を送付します。 ・赤ちゃんセットに記載のある委託医療機関に事前に予約をし、ご自身で健診を受けてください。 ・1歳児は歯科健診もありますので、乳幼児健診と同様に歯科委託医療機関にご予約の上、ご受診ください。</p>
鹿児島市	出産・育児	乳幼児健康診査(1歳6か月児・3歳児健康診査)	<p>★ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。</p> <p>1 対象者 1歳6か月児健康診査: 1歳6か月~2歳未満 3歳児健康診査: 3歳~4歳未満</p> <p>2 公費負担 自己負担無し</p> <p>3 受診方法 ・該当の時期になりましたら、各保健センター等から健診の案内文書が届きます。 ・各保健センター等での集団健診になります。 ・指定の日時でご都合が悪い場合は、別日の日程をご確認のうえ案内のあったセンター等へご連絡ください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	出産・育児	妊婦健康診査	<p>★ 1回～14回までの妊婦健康診査に係る費用を公費負担します。</p> <p>1 対象者 妊婦</p> <p>2 公費負担額 保険適用外の公費負担対象となる検査費用 (妊娠週数の検査項目によって負担額が異なります)</p> <p>3 助成方法 ・各保健センターまたは各保健福祉課にて、妊娠されている方に妊婦健康診査受診票が綴じ込んである「お母さんセット」を発行します。 ・転入後は鹿児島市の受診票しかお使いになれませんので、転入手続き後に併せて手続きをお願いします。</p>
鹿児島市	出産・育児	こども医療費助成事業	<p>★ 中学3年生までのこどもに係る医療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者 本市に住む中学3年生までのこども (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)</p> <p>2 助成内容 (1) 3歳未満のこども 保険診療による一部負担金の額 (2) 3歳～中学3年生までのこども 一部負担金の額から1か月2,000円を差し引いた額 (ただし、市町村民税非課税世帯に属することも、3歳未満のこどもと同様に、一部負担金の額)</p>
鹿屋市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動を行っています。</p> <p>1 対象児童 原則小学生以下(障がいのある子どもにあつては18歳まで)</p> <p>2 利用料金 月～金曜日(午前7時～午後7時)1時間600円 ※祝日・年末年始を除く 上記以外 1時間700円</p> <p>3 登録要件 利用会員:市内在住または勤務の方で、原則として小学生(障がいのある子どもにあつては18歳)までの子どもがいる方 サポート会員:市内在住の方で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の方、自宅で預かれる方 ※登録するにあつて、講習を受講する必要があります。</p>
鹿屋市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>1 交付対象者 鹿屋市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯</p> <p>2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ジュース1杯サービスなど ショッピング ポイントカード2倍など ※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.e-kanoya.net/htmbox/kosodate/passport.html</p>
鹿屋市	出産・育児	つどいの広場事業	<p>★ 0歳児から2歳児未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てアドバイザーによる子育てに関する悩みについて相談を受けています。</p> <p>1 対象者 鹿屋市内に在住する0歳児から2歳児未満の児童とその保護者</p> <p>2 利用料金 無料</p> <p>3 開設日時 月～金曜日 午前10時～午後4時</p> <p>4 場所 東地区学習センター内 つどいの広場「ひよこ」 串良ふれあいセンター内 つどいの広場「ふれあい」 西原地区学習センター内 つどいの広場「ひまわり」 田崎地区学習センター内 つどいの広場「パンビ」 かのやりナシティー内 つどいの広場「りな」</p>
鹿屋市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 放課後に、小学校6年生までの児童を保育所などの施設を利用して、仕事をしている保護者の帰宅まで保育を行います。希望のクラブに直接申請で利用します。 放課後児童クラブ実施箇所数 19</p>
鹿屋市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。</p> <p>【対象者】 ①～④の要件をすべて満たした方が対象となります。 ①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市内に1年以上住所を有している夫婦であること。 ③夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。 ④市税等を滞納していない夫婦であること。</p> <p>【助成金の額】 特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用は除く)額から県の助成金額を控除した額とします。 助成金は、1年度(申請のあった日の属する年度)当たり10万円を限度に通算5年間助成します。(ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除)</p>
枕崎市	出産・育児	幼稚園就園助成金交付事業	<p>★ 幼稚園に就園させている2人目の児童から1人につき月額4千円を年2回に分けて支払います。 市内に住所を有し幼稚園に2人以上就園させている世帯の世帯主の方が対象となります。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
枕崎市	出産・育児	放課後児童クラブ(学童保育)	★ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童(原則小学校1年生から3年生程度の児童が対象)に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。 開設日原則、毎週月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は原則休みです。)
枕崎市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター	★ 育児の援助を受けたい方と行いたい方が、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織・有償のボランティア活動を設置・運営しています。
枕崎市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を応援する仕組みです。 なお、この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、協賛いただく企業・店舗の善意により提供されるものです。 対象:鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯
枕崎市	出産・育児	病児・病後児保育	★ 児童が病気あるいは病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合に、一時的にお子様を施設でお預かりして、保育を行うものです。 対象:枕崎市に住所を有する0歳児(生後6か月)から小学校6年生までの児童(保育園・児童クラブの利用児童等) 利用時間:月曜日から金曜日は午前8時から午後6時まで 土曜日は午前8時から午後1時まで 休所日:日曜日及び祝日 年未年始(12月30日から翌年1月3日)
阿久根市	出産・育児	子ども医療費助成制度	★ 中学校卒業までの子どもに対し、子どもが医療機関等で受診した際に支払う健康保険適用医療費の自己負担額の全額を助成します。(医療機関の窓口で一旦医療費をお支払頂き、後日市より支払われます。) ※助成を受けるには事前に申請して、受給資格者証の交付を受ける必要があります。 1 助成対象の要件 市内に住所を有する中学3年生(15歳)までの子どもの保護者 2 申請に必要なもの ・対象となる子どもの健康保険証 ・振込先のわかるもの(保護者名義の預金通帳) ・印鑑
阿久根市	出産・育児	出生祝い商品券支給事業	★ 子どもの出生を祝福し、その健やかな健康を願い、商工会議所発行の共通商品券を支給します。 ※申請は不要です。 1 支給対象の要件 ・出産した日から引き続き15日以上、本市の住民基本台帳に記録されている方 2 支給額 ・第1子:3万円 ・第2子:5万円 ・第3子以降:10万円分 3 支給方法 市の保健師が新生児訪問の際に支給します。
阿久根市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。 1 交付対象者 ・妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる家庭 ・阿久根市に住民登録をしている世帯 2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ソフトドリンク1杯サービスなど ショッピング 割引サービスなど ※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.city.akune.kagoshima.jp/
出水市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 高校3年生までを対象に、医療機関の窓口で支払う一部負担金を全額助成します。 1 対象者 : 高校卒業までの乳幼児・児童・生徒 2 助成額 : 一部負担金全額 3 助成方法 : 自動償還払い
出水市	出産・育児	ツルの里子宝お祝い金支給事業	★ 本市に引き続き一年以上住所を有する者で、第3子以上を出産し、養育する者(現に養育する者を含む。)にお祝い金を支給します。 ○第3子以上1人につき 小学校就学時10万円
出水市	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、学校の空き教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。 1 開設箇所 市内12箇所 2 開設時間 授業のある日・・・下校時から午後6時まで 授業のない日(夏休み、冬休み等)・・・午前8時30分から午後6時まで 3 会費(月額) 世帯の所得状況により無料から11,900円まで

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て家庭を地域全体で支援することを目的に、「かごしま子育て支援パスポート事業」を行っています。子育て家庭に交付されたパスポートを架け橋に、協賛店舗等の協力のもと、子育てを温かく応援する地域づくりを進めています。</p> <p>1 パスポートの交付対象者 妊娠中の方及び満18歳未満の子どもがいる世帯(本市の住民基本台帳登録者)</p> <p>2 支援内容 パスポートをステッカーの貼ってある市内54の協賛店舗等で提示すると、協賛店舗等の善意により、子育て支援サービスを受けることができます。</p>
出水市	出産・育児	ファミリーサポートセンター事業	<p>★ ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と、援助を行いたい方(まかせて会員)の会員組織です。</p> <p>○「まかせて会員」になれる方 ・出水市内にお住まいの20歳以上の方 ・心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方 ・センターが実施する養成講習会を受講された方</p> <p>○「おねがい会員」になれる方 ・出水市内に居住、又は市内の事業所に勤務する方 ・乳幼児、又は小学生の保護者</p> <p>1 センターの開所日時 土日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 料金 ・月曜日～金曜日(祝日を除く)午前7時～午後7時 一般・・・1時間まで600円、1時間を超える30分ごと300円 軽度の病児・・・1時間まで700円、1時間を超える30分ごと350円 ・上記以外 一般・・・1時間まで700円、1時間を超える30分ごと350円</p>
出水市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者 助成を受けることができる夫婦は、次の要件を充たすものとする ・法律上の婚姻をしていること ・夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、出水市に1年以上住所を有していること ・助成金の交付申請時において市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。</p> <p>2 対象となる治療等 ・特定不妊治療(夫婦間で行う医療保険が適用されない体外受精・顕微受精) (※都道府県知事、政令市又は中核市の長の指定している医療機関で行われた治療に限る。) ・一般不妊治療(一般不妊治療とは、タイミング療法、薬物治療、手術療法等医療保険各法の適用となる不妊治療並びに医療保険各法の適用外治療のうち体外受精及び顕微受精を除く不妊治療をいう。) ・男性不妊治療(男性不妊治療とは、医療保険各法の適用となる男性不妊治療並びに医療保険各法の適用外治療の検査、薬物治療及び手術療法をいう。ただし、特定不妊治療に至る過程の一環として行った、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を除く。) ・不育治療(不育治療とは、生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関において、当該専門医により不育症と診断され、行う治療をいう。)</p> <p>3 助成額 ・特定不妊治療:1回の治療につき10万円を限度とし、通算6回助成 (※ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなします。) ・一般不妊・男性不妊治療に保険診療費を含む年度5万円を上限とし、連続した2年間助成金を給付する。 ・不育治療に1妊娠あたり10万円を限度に助成金を給付する。</p> <p>4 申請期間治療が終了した日から1年以内 ※要綱等準備中(一般不妊治療、男性不妊治療、不育治療等)</p>
出水市	出産・育児	妊産婦・子育て応援券交付事業	<p>★ 子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、子供を産み育てやすい環境の整備を図るため、出水市内に住所を有する妊婦又は乳児(2歳未満)の保護者に対して、助産師による保健サービスや保育・育児等支援サービスを利用できる応援券40枚(1枚500円)を交付する。応援券の使用期限は、児が2歳になる月の末日まで。</p>
出水市	出産・育児	妊婦歯科検診事業	<p>★ 妊娠中の歯科検診でむし歯や歯周疾患を発見し、早産や低出生体重児のリスクをなくし母体や胎児の健康を守り、さらに口腔衛生の意識を高め、母親と子どもの口腔管理へつなげるために、市内に住民を有する妊婦に、妊娠期間中に1回市内協力医歯科医院で検診を受けられる無料妊婦歯科検診受診票を妊娠届出時に配布。</p>
出水市	出産・育児	産後ケア事業	<p>★ 出産後に身近に世話をしてくれる人がいなかったり、産後の体調や育児に不安のある母子が助産所等に入所して、保健指導や育児指導などを受けた場合にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>・ショートステイ利用料1泊のうち50%、非課税世帯は、80%を助成します。(助成の限度額あり)</p> <p>・原則7日以内で最大延長14日まで。</p> <p>・申請は、出産した日から医療機関等を退院した日以後14日を経過する日まで。※要綱等準備中</p>
出水市	出産・育児	にこやか赤ちゃん応援券交付事業	<p>★ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、市内で安心して子育てができる環境づくりのため「にこやか赤ちゃん応援券」を交付します。</p> <p>・にこやか赤ちゃん応援券は、市内の協力店で「おむつ」や「粉ミルク」を購入時に利用できます。</p> <p>・出生時及び1歳到達時に、にこやか赤ちゃん応援券1,000円分を10枚ずつ交付します。(ただし、平成28年4月2日以降に出生した第3子以後については、50枚ずつ交付します)</p> <p>・申請及び購入時に、乳児と保護者がともに本市に住所を有する方が対象となります。</p> <p>・平成27年4月1日以降生まれた乳児が対象となります。</p> <p>・交付を受けるには申請が必要です。</p>
出水市	出産・育児	チャイルドシート無料貸出し	<p>★ 出産時や盆・正月休みの帰省時など臨時的に必要な場合に、チャイルドシートの短期間無料貸出しを行っています。</p> <p>1 貸出対象者 市内に居住する者及び帰省等の理由により一時的に市内に滞在する者</p> <p>2 貸出期間 最長3か月(クリーニング期間を含む)</p> <p>3 貸出回数 1世帯に1台</p> <p>4 チャイルドシートの種類・対象年齢 ・乳児用 0ヶ月から3歳頃まで(体重:2.5kg以上18kg未満) ・学童用 3歳頃から8歳頃まで(体重:15kg以上25kg未満)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
出水市	出産・育児	子育て支援センター	★ 子育て中の親等の交流を図る事業を実施するとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供等を行っています。
出水市	出産・育児	子育て応援メール配信事業	★ 安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長の様子など、妊婦の方や乳幼児の保護者の方に健康・食事などのアドバイス、子育てサービスなどタイムリーな情報をメールマガジン形式でお届けします。 1 対象者 市内在住の妊婦および3歳未満の乳幼児の保護者 ※パートナー、ご家族も一緒に登録できます。 2 配信内容 妊娠期…おなかの赤ちゃんの様子(赤ちゃんの一般的な成長・発達の様子)、ママのからだのこと(妊娠中の食事、生活のアドバイス) 出産後…お子さんの成長の様子、子育てアドバイス(お世話の仕方、ふれあい方、授乳や離乳食のことなど) ※妊娠期・出産後メールには、月齢に応じた出水市の子育て事業サービス情報も同時にお届けします。 3 配信回数 妊娠期…毎日 出産後…生後0歳～100日まで、毎日 101日～1歳の誕生日まで、3日に1回程度 1歳～2歳未満まで、7日に1回程度 2歳～3歳未満まで、14日に1回程度
出水市	出産・育児	子育て応援アプリ配信事業	★ 妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、子育て支援情報やイベント情報が簡単に検索でき、市の施設や病院等のマップ検索、お子様の成長記録が楽しめるスマートフォン専用のアプリです。 【対象者】 市内在住の妊婦および就学前のお子様の保護者 ※施設情報マップ検索もできますので、上記の方以外も楽しめます! 【主な機能内容】 ① 子育て支援等の情報を簡単に確認できます。 子育て世帯に必要な手当や子ども医療費助成等の内容、健診や予防接種情報、相談の窓口案内、保育所や児童クラブの一覧、出水市独自の子育てサービスの情報、親子交流サークルや子育てサロンの内容を簡単に調べられます。 ② 施設のマップを簡単に探せて、順路も検索できます。 保育所や幼稚園、学校等、公共施設のマップ検索ができ、現在地からの距離や順路が簡単に分かり、施設情報も調べられます。 ③ 近日のイベントが分かります。 出水市が実施する子育て関連のイベントが表示されます。 ④ 成長日記が作れます。 お子様の体重や身長、写真、コメントを登録することで、日々の成長のグラフ管理や日記が携帯で楽しめます。さらに、日記の内容をtwitterやfacebook、LINEのSNSへ簡単に投稿できます。
指宿市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 協賛店(全153店舗)で利用でき、指宿市から交付されたパスポートを提示することで、割引や独自の優待サービスなどが受けられます。
指宿市	出産・育児	乳幼児等医療費助成制度(平成27年9月30日まで) 子ども医療費助成制度(平成27年10月1日から)	★ (平成27年9月30日まで) 小学3年生修了までの乳幼児・児童に係る医療費自己負担分を助成します。 (平成27年10月1日から) 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1 対象者 (平成27年9月30日まで) 小学3年生修了までの乳幼児・児童 (平成27年10月1日から) 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 2 助成額 自己負担分全額 3 助成方法 登録申請が必要です。詳しくは、担当課にご相談ください。 4 問合せ先 指宿市役所 地域福祉課 児童母子福祉係 (電話)0993-22-2111 (内線)272
指宿市	出産・育児	チャイルドシート貸出	★ 保護者の入院や出産時、県外からの帰省など、一時的にチャイルドシートを必要とする場合に、無償で貸し出しをしています。 ※1回当たり最長2週間まで。事前に電話予約をしてください。 問合せ先: 指宿市総務部危機管理課安全・安心対策係 0993-22-2111(内線151)
指宿市	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 子どもが学校から帰宅した際、仕事などで保護者がいない家庭のために平日の放課後や土曜日に子どもを預かります。 問合せ先: 指宿市健康福祉部地域福祉課児童母子福祉係 0993-22-2111(内線279)

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 1 対象者：中学校卒業までの乳幼児・児童生徒</p> <p>2 助成額</p> <p>①保険診療による医療費の自己負担金が全額助成されます。</p> <p>②家族療養附加金および法令により国または地方公共団体の負担による医療の給付があった場合はその額を控除します。</p> <p>③保険者による高額療養費が支給される場合はその額を控除します。</p> <p>④健康保険の対象でない費用(健康診断・予防注射等)は助成されません。</p> <p>⑤院外処方せんによる調剤薬局の保険医療費も助成の対象になります。</p> <p>3 助成を受けるには、受給資格者の登録が必要になります。</p> <p>手続きには、次の書類等が必要になります。</p> <p>①子ども医療費助成金受給資格者登録申請書</p> <p>②健康保険証(お子さんとお子さんを扶養される方の医療保険証)</p> <p>③振込先の口座が確認できる預金通帳かキャッシュカード</p> <p>④認印(朱肉を使用するもの)</p> <p>4 助成方法</p> <p>○鹿児島県内の医療機関を利用するとき</p> <p>医療機関の窓口にて、子ども医療費助成金受給資格者証を提示し自己負担金を支払ってください。</p> <p>通常診療月の翌々月に、自動的に保険診療分の助成金が指定した口座に振り込まれます。(自動償還払い)</p> <p>※医療機関に受給資格者証の提示をしなかった場合は、自動的に助成金を支払うことができません。</p> <p>支給申請書による申請手続きが必要になります。</p> <p>○鹿児島県外の医療機関を利用するとき</p> <p>県外の医療機関では、受給資格者証は使えません。保険診療分の自己負担について、支給申請書による申請手続きが必要になります。支給申請書に医療機関等の証明を受け(医療機関の発行した受診者、診療年月日、点数等の明示された領収書の添付でも可)、福祉事務所に提出してください。</p>
西之表市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 子育ての応援をしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方を会員として組織を作り、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境の整備をめざしています。</p> <p>1. 「にしのおもてしファミリー・サポート・センター」を利用するには会員登録が必要です。ただいま「おねがい会員」と「まかせて会員」を募集しています。</p> <p>2. 会員の要件</p> <p>おねがい会員(子育ての手助けをしてほしい方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西之表市内に住居登録している方で、生後3ヶ月以上の乳幼児、または小学生の育児をしている方。(ただし、育児の援助をしてほしい方は市内に勤務している方、家事の援助をしてほしい方は妊娠中の方も含まれます。) <p>3. 登録方法</p> <p>入会申込用紙に必要事項を記入、押印の上、福祉事務所に提出してください。(入会申込用紙は福祉事務所にもあります。)</p> <p>4. 援助できる内容(まかせて会員がすること・できること)</p> <p>① 保育所等の保育開始時間まで、子どもを預かる</p> <p>② 保育所等の保育終了後、あるいは学童保育終了後、あるいは学校の放課後、子どもを預かる</p> <p>③ 保育所までの送迎</p> <p>④ 子どもの軽度の病気の場合において、子どもを預かる</p> <p>⑤ 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる</p> <p>⑥ 買い物等外出の際に子どもを預かる</p> <p>⑦ 産前産後のおねがい会員に対する家事・育児の援助</p> <p>⑧ その他、おねがい会員の仕事と育児の両立のために必要な援助</p> <p>・支援が必要になったら、センターへご連絡ください。</p>
西之表市	出産・育児	子育て応援券支給事業	<p>★ 地域の消費喚起、子育て世帯の経済的負担の支援を行うため、紙おむつ、粉ミルク、おしり拭き等乳幼児の衣食に係る商品と交換できるチケットを交付します。</p> <p>子育て応援券とは…西之表市内の指定された店舗で、乳幼児の衣食にかかる商品と交換することのできる1枚1,000円相当の券になります。</p> <p>支給対象者…出生時に本市に住居を有している乳幼児と、満1歳時に本市に住居を有している乳幼児の保護者の方。(生活保護受給者は除きます)</p> <p>支給枚数…対象乳幼児1人あたり、12枚(12,000円分)を支給します。</p> <p>※出生時、満1歳時にそれぞれ12枚ずつ支給</p> <p>申請方法…出生届提出の際に、福祉事務所の窓口にお越しください。満1歳の誕生日の翌月に、福祉事務所からご自宅に通知を差し上げますので、通知文書と印鑑を持って福祉事務所へお越しください。</p>
西之表市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 労働等により昼間保護者が不在となる子どもたちの放課後の安全を見守り、適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健やかな成長を地域全体で見守る環境を整えます。</p> <p>【活動内容】</p> <p>児童の健康管理・安全確保、遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上</p> <p>【児童クラブの名称・位置】</p> <p>榕城児童クラブ(西之表市西之表9786番地) TEL 23-0217</p> <p>若宮児童クラブ(西之表市西之表16314番地4) TEL 22-0600</p> <p>めいろう児童クラブ(西之表市西之表10050番地) TEL 22-1636</p> <p>古田っ子クラブ(西之表市古田1221番地) TEL 28-3977</p> <p>住吉児童クラブ(西之表市住吉3363番地1) TEL 080-2749-9356</p> <p>国上児童クラブ(西之表市国上2119番地) TEL 28-0036</p> <p>【対象児童】</p> <p>小学1年～6年生までの児童</p> <p>【入所方法等】</p> <p>直接児童クラブに申し込みます。詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	出産・育児	離島地域不妊治療支援事業助成金	<p>★ 特定不妊治療に要した交通費・宿泊費の約3分の2を助成する事業です。 1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)につき夫婦で9回往復(鹿児島本土までの船または飛行機)の交通費と、上限5000円の15泊分の宿泊費の約3分の2を助成します。 ＜＜助成の対象者＞＞ (1)西之表市に住所を有していること。ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が西之表市に住所を有する場合は助成対象とします。 (2)県から特定不妊治療費の助成(鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成)を受けた夫婦とします。 ＜＜申請方法＞＞ 申請には、次の書類を提出してください。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)が終了するごとに申請してください。 ＜＜必要書類＞＞ 申請時には、次の書類を添付してください。 (1)指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (2)指定医療機関が発行する特定不妊治療費領収書の写し (3)交通費及び宿泊費の領収書 (4)市税を滞納していないことの証明書 (5)県が発行する不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し</p>
垂水市	出産・育児	定住促進住宅での子育て応援制度	<p>★ 水之上定住促進住宅の子育て応援制度 同居する親族の中に満18歳未満の方がいる場合、家賃を減免します。 満18歳未満の方が1人の場合、15,000円の減免 満18歳未満の方が2人以上いる場合、17,000円の減免 この制度による家賃の減免の対象となる方の駐車場料金は、1区画分を無料とします。 2区画目からは、1,000円かかります。</p>
垂水市	出産・育児	子育て世帯住宅取得費助成事業	<p>★ 垂水市における子育て世帯の定住促進を図るため、子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯)で自ら居住するために市内に住宅を新築・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。 1 対象者 ①平成28年4月1日以降に、市内で子育て世帯が自ら居住するための一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた方 ※住宅の要件として、延べ床面積が50㎡以上(新築住宅に対する減免措置が適用となる要件のため。)である。 ※住宅取得費用500万円以上のもの。 ② 世帯全員が市税を滞納していない方 ③過去に本助成金の交付を受けていない方 2 助成額・・・50万円</p>
垂水市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒にかかる保険点数に該当する自己負担分を助成します。 1、対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 2、助成額 自己負担分全額 3、助成方法 償還払い</p>
垂水市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にていろいろな特典・サービスが得られます。 1、対象者 18歳到達誕生日前日</p>
垂水市	出産・育児	地域子育て支援拠点事業	<p>★ 垂水市子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対する子育て相談、指導及び子育てサークル等への支援などを行い、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、保護者の育児不安の解消等に寄与する。 対象者 就学前の児童及びその保護者</p>
薩摩川内市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 15歳に達した最初の年度末までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成 本市に住所を有する中学校修了までの子どもが対象になります。 (15歳到達後の最初の3月31日まで) ただし、他の医療費助成制度の対象となるときは、その制度が優先されます。 また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する災害給付を受ける場合も、その制度が優先されます。</p>
薩摩川内市	出産・育児	不妊・不育治療費等助成制度(コウノトリ支援事業)	<p>★ 不妊治療・不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。 助成対象者 申請時に、次の要件を満たす夫婦が対象となります。 1. 婚姻をしていること 2. 本市に住所を有し、3ヶ月以上居住していること (夫婦のいずれかが住所を有している場合も含みますが、住所のある方の費用のみ申請できます) 3. 夫婦双方が国民健康保険又は社会保険に加入していること 4. 夫婦双方とも市税等滞納がないこと 治療費の助成額 ○不妊治療費(1年度当たり20万円を限度に、1妊娠につき連続5年間) ○不育治療費等(1年度当たり10万円を限度に、1妊娠出産につき連続5年間)</p>
薩摩川内市	出産・育児	こしき子室支援事業	<p>★ 甌地域の妊婦の方々を対象に、妊婦検診のために本土の病院へ渡った場合、島外産科医療機関で出産に備え待機する場合、また島外の医療機関へ緊急移送された場合等にフェリー代等の交通費や宿泊費の一部を助成します。 ○妊婦健診を受診する際の交通費および宿泊費 1交通費 1回の妊婦健診につき要した甌各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(1往復当たり5,800円を上限とし、かつ1回の妊娠につき14往復を限度とする) 2宿泊費 1回の妊婦健診につき1泊5,000円を上限とし、かつ2泊を限度とする合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関での出産に備えて待機する際の交通費および宿泊費 1交通費 出産待機に要した甌各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(1往復当たり5,800円を上限とした額) 2宿泊費 1泊5,000円を限度に上限25,000円の合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費 緊急移送にかかる費用の実費相当額(100,000円を限度)に3分の2を乗じて得た額</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	出産・育児	妊婦歯科健康診査補助事業	★ 妊婦検診(歯科検診)に要する費用を一部負担します。 補助回数 最大14回、歯科検診は1回
薩摩川内市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	★ 子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互いに会員になって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。 会員条件 おねがい会員・・・薩摩川内市内在住または勤務している方 まかせて会員・・・薩摩川内市在住で20歳以上の心身ともに健康な方(年齢、性別、資格等問わず) 利用料金(入会金・年会費無料) おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 300円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 350円 助成額 おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 150円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 200円
日置市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。 1 対象者 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児・児童生徒が対象です。 2 助成額 自己負担分全額助成します。
日置市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。 1 交付対象者 日置市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ジュース1杯サービス。20%引き ショッピング 20%引き、ポイント2倍 ※協賛店によって内容が異なります。
曾於市	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産を促し、子供のすこやかな成長を願い出産祝金を支給します。 ○支給の要件(下記の要件を全て該当する場合に支給) ①市内に住所を有する母親が、第3子以上を出産した場合(同一女性が3人以上を出産し、その第3子以降に対し祝金を支給) ②出産後母親と対象子どもが市内に住所があり、市で生活を3ヶ月以上生活していること。
曾於市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 医療費(保険診療)に係る自己負担額の助成 ○子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもに係る医療費の助成を行います。 ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校卒業時までの間)。
曾於市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かる児童クラブの運営を委託し、児童の健全育成を図ります。
曾於市	出産・育児	交流・相談の場提供	★ 子育て支援センターと連携を図り子育てに関する問題解決のための相談業務ふれあい活動を通じ、乳幼児の健全育成を図ります。
曾於市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 県の実施している事業を行っています。
曾於市	出産・育児	不妊治療費助成	★ 不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。【主な事業内容】 ・1回10万円上限 ・年2回申請可
曾於市	出産・育児	保育料等の保護者負担軽減	★ 保育所及び認定こども園等で児童を保育するために、必要な費用を支出し保育の質の保持増進を図ります。また、市の独自の補助金を交付し、保護者の更なる負担軽減を図っています。
霧島市	出産・育児	①出産育児一時金 ②出産育児一時金直接支払制度	★ ①国民健康保険に加入している方が出産をされた場合、産科医療補償制度に加入している分娩機関であれば42万円、未加入の分娩機関での出産は40万4千円が支給されます。死産や流産等でも支給対象になる場合があります。 ②出産育児一時金直接支払制度とは、世帯主と分娩機関が合意文書を交わすことにより、出産された後に世帯主に支給する出産育児一時金を、出産費用として市が直接分娩機関に支払う制度です。出産時にまとまった現金を準備するという負担が軽減され、また、市役所の窓口での申請も必要ありません。支給決定額は、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合が42万円、未加入分娩機関での出産であれば40万4千円になります。 ただし、出産費用がそれぞれの支給決定額を超えた場合、その超過分は本人様の負担となりますが、支給決定額を下回った場合は、市役所の窓口で申請いただければその差額分が世帯主に支給されます。 国民健康保険に加入している期間に産まれた方。 ※ただし、出産日の6ヶ月前が他の健康保険の被保険者で、加入期間が1年以上あり、その健康保険から出産育児一時金が支給される方は除きます。この場合は加入していた健康保険での手続きになります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険対象外の不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けているご夫婦へ、不妊治療費の一部を助成します。この助成金は鹿児島県の助成金(1回15万円、初年度年3回、2年度年2回、10回まで)に上乗せで1年度当り15万円を限度に通算5年間助成します。</p> <p>(対象者・要件)</p> <p>①.特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること ②.夫婦ともに霧島市に1年以上居住していること ③.夫及び妻の前年(1～5月までの申請については、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること。 ※所得とは、総所得金額と分離課税所得の合計から所得控除額を差し引いた額のことを指します。 ④.市営住宅の住宅料、保育料及び市税の納期到来分に未納のない夫婦であること。</p>
霧島市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的として医療費の助成を行います。</p> <p>(助成額)</p> <p>○未就学児:保険診療による自己負担額を全額。 ○小中学生:保険診療による自己負担額の合計額から一人月額2,000円を差し引いた額。ただし、市町村民税非課税世帯に限り全額助成。 (平成26年4月診療分から適用)</p>
霧島市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをして欲しい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互い会員となって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。</p> <p>センターで行われる援助は、あくまでも単発的、一時的なものであり、軽易かつ短期的、補助的なものです。原則として、長時間にわたる援助活動は行いません。</p> <p>1.保育所(園)や幼稚園での保育開始前や終了後に子どもを預かる。 2.保育所(園)や幼稚園までの送迎。 3.学童保育(児童クラブ)終了後や学校の放課後に子どもを預かる。 4.子どもが軽い病気の時に子どもを預かる。 5.買い物など外出の際に子どもを預かる。 6.冠婚葬祭又は学校行事の際に子どもを預かる。 ※ 活動は、原則として「提供会員」の自宅でを行います。 ※ 早朝、夜間にわたることもあります。原則として子どもの宿泊は行いません。</p>
いちき串木野市	出産・育児	未来の宝子育て支援金	<p>★ ○出生祝金として、第1子:2万円・第2子:3万円・第3子:10万円を支給します。 ○誕生日祝金として、第3子以降出生子一人につき1歳から5歳までの誕生日ごとに1万円を支給します。 ○入学祝金として、第3子以降出生子一人につき小学校入学時に入学祝金として5万円を支給します。 ○第1子以降または第3子以降出生子の養育者で、本市に引き続き1年以上住所を有する方に助成し、継続した子育て支援を行います。</p>
いちき串木野市	出産・育児	乳児紙おむつ購入助成事業	<p>★ ○紙おむつの購入費として、乳児1人につき20,000円を限度額として助成します。 ○市内店舗で購入した紙おむつが対象で、乳児を養育している保護者に対して助成します。</p>
いちき串木野市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。</p> <p>1 交付対象者</p> <p>(1)特定不妊治療を受けており、かつ法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2)夫婦のいずれかが市内に住所を有しており、かつ1年以上居住している夫婦であること。 (3)夫及び妻の前年の所得(ただし、1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計が730万円未満であること。 (4)市税、市営住宅の家賃、保育料等の滞納がないこと。</p> <p>2 助成額</p> <p>1組の夫婦に対し、1治療当たり10万円を限度に通算6回。ただし、他の市町村(政令市及び中核市を除く)から既に助成を受けている場合は、その助成回数を通算回数から控除します。</p>
いちき串木野市	出産・育児	地域子育て支援センター	<p>★ 乳幼児を持つ全ての子育てで家族の育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。相談及びサークル参加申込みについては随時受け付けています。(相談、参加費は無料)</p>
南さつま市	出産・育児	乳児栄養強化事業	<p>★ 下記の対象者に対して、1か月に調整粉乳大缶1缶を1歳の誕生日まで支給の事業を実施しています。</p> <p>1.対象者</p> <p>南さつま市に住所のある方で</p> <p>(1)多胎児のうち第1子を除いた者 (2)3～4か月児健康診査で体重が乳幼児身体発育曲線10パーセントタイル値未満で、申請時において生活保護法の被保護者又は市町村民税非課税世帯に属する者 (3)妊婦健診において、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型陽性(HTLV-1キャリア)と診断された母親から出生した者</p> <p>2.支給期間</p> <p>申請月から1歳の誕生日まで</p> <p>3.支給物品</p> <p>調整粉乳大缶1缶(希望する銘柄)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>1 交付対象者 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、次のいずれにも該当する方になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に1年以上居住 ・合計所得730万円未満 ・市税等の滞納なし <p>2 対象となる治療等 (特定不妊治療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療 * 上記治療の一環として行う男性不妊治療 <p>(一般不妊治療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・これらに必要な検査 <p>3 助成金の額 (特定不妊治療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年度20万円上限 * 男性不妊治療を行った場合は、1年度20万円を上限に上乗せ ・通算5年間 <p>(一般不妊治療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療開始の日の属する月の初日から2年間(1期・2期の2期) ・治療費用の自己負担分の2分の1(1期・2期ごとに5万円上限)
南さつま市	出産・育児	予防接種助成事業	<p>★ 就学時前の乳幼児に対するインフルエンザ予防接種料の助成を行うことで、病気発症の予防と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 生後6月～未就学児</p> <p>2.接種期間 平成28年10月1日から平成28年12月28日まで</p> <p>3.助成額 1回あたり2,000円(2回接種)</p> <p>4.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約し、母子健康手帳と市発行の乳幼児インフルエンザ予防接種助成券を持参すると差額分の支払となります。</p>
南さつま市	出産・育児	乳幼児任意予防接種事業	<p>★ 乳幼児に対しておたふくかぜワクチンの接種助成を実施することで接種率の向上を図り、感染予防・重症化の予防等に努め、子育てしやすいまちづくりの環境整備を図ります。</p> <p>1.対象者 1歳～5歳</p> <p>2.接種期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</p> <p>3.助成回数 1回のみ</p> <p>4.助成額 全額助成</p> <p>5.助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南さつま市に住民登録があること ・既にワクチン接種済みの者は除く <p>6.助成方法 南さつま市及び枕崎市内の協力医療機関に予約していただき、母子健康手帳と南さつま市民であることが証明できるもの(健康保険証など)を持参していただくと無料で接種できます。</p>
南さつま市	出産・育児	花婿・花嫁きもいりどん事業 (婚活応援事業)	<p>★ きもいりどん(婚活をサポートしてくれる人)が様々な婚活サポートをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独身男女の会(ご縁じえる)の登録者にお引合せの場をつくるなど具体的な成婚へのサポートをします。 ② 婚活にあたり自信を持ってもらうために自分磨きのセミナー等を開催します。 ③ 独自のイベント(年3回)を実施します。 ④ この事業で成婚され、南さつま市内に住まれる方に「新婚生活応援資金」を差上げます。 <p>※このほか、市内に「きもいり協力店」があり、婚活中の皆さまに特典のサービスがあります。</p>
南さつま市	出産・育児	すこやか医療費助成事業	<p>★ 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>1.対象者 満15歳以後の最初の3月31日まで(中学校を卒業するまで)の間にある児童</p> <p>2.助成内容 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	出産・育児	子育て支援事業	<p>★ ○子育て支援センター 子育て親子の交流の場、子育て等の相談、情報提供など</p> <p>○利用者支援事業(ホームスタートも含めた) 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、子育て支援に対する支援で、子育て中のママをサポートする訪問サービスなど「情報収約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う子育ても予定しています。</p> <p>○ファミリーサポートセンター 子育て支援を希望する方と子育て支援をしたい方が双方会員となり、短時間預りや送迎などの支援を行うなどの相互援助活動のコーディネートを行います。</p> <p>○かごしま子育て支援パスポート事業 事業の趣旨にご賛同いただいた県内の協賛店と共同で、子育て家庭を応援します。 交付されたパスポートを協賛ステッカーの貼ってある協賛店で提示すると、お店独自のサービスが受けられます。 ※条件などありません。子育て世代のパパ・ママにやさしい事業です。</p>
南さつま市	出産・育児	南さつまっ子誕生祝金支給事業	<p>★ 出産により子どもを養育することになった者で、誕生日において、本市に住所を有する者に祝金を支給します。</p> <p>■ 第1子・2子に対し5万円を支給 ■ 第3子以降に対し10万円を支給</p>
志布志市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 一般医科診療・歯科診療について、高校修了前までの子どもの保険適用診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>1 対象 志布志市内在住の方。</p>
志布志市	出産・育児	出産祝金支給事業	<p>★ 少子化対策の一環として、子供の健やかな成長を願い、出産した親に対して出産祝金を支給しています。</p> <p>第1子及び第2子は5万円、第3子以降は10万円を支給いたします。</p>
志布志市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微受精(以下「特定不妊治療」という。)の不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者 ア 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしていること イ 夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、志布志市に1年以上住所を有していること ウ 夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること</p> <p>2 対象となる治療等 夫婦間で行う医療保険が適用されない体外受精、顕微受精(※卵胞が発育しない等により卵子採取にいたらなかった場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。) (※都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が指定した医療機関で行われた治療に限る。)</p> <p>3 助成額 1回の治療につき、自己負担から鹿児島県の助成額を控除した額とし、1年度当たり20万円を限度とする。 (※通算5年間を限度とする。ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなす。)</p>
南九州市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 就労等により、日中、保護者が家庭等にいない小学生の健全育成の向上を図るため、市内の14小学校区(21小学校区中)の公民館、保育所、幼稚園等に、放課後児童クラブを設置しています。</p>
南九州市	出産・育児	不妊治療助成	<p>★ 少子化対策の一環として、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【助成額】 上限20万円 【支給対象者】 市が指定する特定不妊治療の受診者</p>
南九州市	出産・育児	出生祝金支給事業	<p>★ 子どもの健やかな成長を願い、出生祝金を支給しています。</p> <p>【支給額】 第2子 50,000円 第3子以降 100,000円 【対象者】 本市に1年以上住所を有し、第2子以降を出産し養育する者が対象です。</p>
伊佐市	出産・育児	出産応援券支給	<p>★ 新しく生まれた命を祝い、子育てを応援するために、出産応援券を贈ります。</p> <p>○出生届け後、伊佐市住民となったお父さま1人につき2万円分の商品券を贈呈します。 ○市内の産婦人科での出産であれば、市外住民となった場合でも、生まれたお父さま1人につき1万円分の商品券を贈呈します。</p>
伊佐市	出産・育児	第3子以降保育料無料	<p>★ 保護者が現に養育している満18歳未満(高校3年相当)の児童のうち、年長者を第1子として、年長順に数えて第3子以降の児童の保育料が無料になります。</p> <p>【対象者】 ①保護者と対象児童が市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。 (ただし、単身赴任等特別な場合を除く。) ②大口幼稚園と市内の保育所等(伊佐市と他市町村の委託契約による広域入所の保育所等を含む)に入所している第3子以降の児童。 ③対象児童の保護者等が前年度以降の保育料を滞納していないこと。</p>
伊佐市	出産・育児	トータルサポートセンター	<p>★ 妊娠期から18歳までの子どもとその保護者を対象として、子育ての悩みや子どもの発達など様々な課題に対して保健師・臨床心理士などの専門職が相談に応じます。相談は無料です。</p> <p>【相談方法】 来室相談は予約制です。事前にご相談ください。ご希望の日時をもとに調整いたします。 月曜日～金曜日 9:00～16:00 電話でも相談できます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊佐市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法律上の婚姻をしていること ○夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、伊佐市に1年以上住所を有していること ○夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円以下であること ○夫婦いずれも市税等の滞納をしていないこと <p>2 助成額</p> <p>1年度当たり10万円を限度に通産5年間助成します。ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除します。</p> <p>鹿児島県不妊治療費助成事業の助成を受けている場合は、特定不妊治療に要した費用から県の助成分を差し引いた額の範囲内で助成します。</p>
伊佐市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 学校の授業終了後及び土曜日等に保護者が労働などで昼間に保育できない、小学校に通う子どもたちに指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的とします。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等で昼間保育できない小学校の就学児童
伊佐市	出産・育児	子ども安心医療費助成制度	<p>★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、子どもが病気等で通院・入院した際に支払った医療費の一部を助成する制度です。</p> <p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住し、小学1年生から18歳(18歳到達後の最初の3月31日まで)の子どもを監護していて、世帯の合計所得が350万円以下の者。 <p>2 助成対象医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院助成金 子ども1人につき:1回の入院が2日以上の場合の医療費 ○医療費助成金 子ども1人につき:1月から12月までの医療費総額が8万円を超えた場合の医療費
伊佐市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て支援パスポート協賛店で提示されますと割引や優待サービスを受けることができます。このサービスは協賛店の善意によるものです。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の方および18歳未満の子どもがいる世帯(伊佐市住民基本台帳登録者) <p>※1世帯につき、1枚交付</p>
始良市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 医療機関で支払った医療費のうち、保険診療分の自己負担額を全額助成します。高額医療費、加入保険の付加給付制度、他の給付等がある場合は、これらを差し引いた額が助成されます。</p> <p>ただし、他の医療費制度の対象者は、その制度が優先されます。</p> <p>始良市に住所を有する小学校修了までの子ども(12歳到達後の最初の3月31日まで)</p>
始良市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て支援パスポートのステッカーが貼ってある全国の協賛事業所で、パスポートを提示するだけで割引や優待サービスを受けることができます。</p> <p>【交付対象】</p> <p>始良市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯。パスポートの交付枚数は、1世帯につき1枚。</p>
始良市	出産・育児	児童クラブ	<p>★ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童(原則小学1年生から6年生の児童が対象)に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。</p> <p>開設日:原則、毎週月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は原則休み)</p> <p>手続き:入所申込みは、各クラブで直接受け付けています。開所時間や利用料は、クラブによって異なりますので、各クラブへお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	地域子育て支援センター	<p>★ 子育て世帯のみなさんの育児相談や子育てサークルなどを実施して、育児不安の解消や育児支援をします。各園ごとに異なりますので、詳細は各園にお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	あいら子育てサポートセンター(ファミリーサポートセンター)	<p>★ 育児の応援をして欲しい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)がセンターの会員となり、地域の中で、お互いに育児を支え合う活動を行う会員組織です。</p> <p>次のようなときに利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設まで子どもを送迎してほしい。 ・学校の放課後に子どもを預かってほしい。 ・保護者の病気や急な用事するとき、子どもを預かってほしい。 など <p>【利用料金】(1時間あたり)</p> <p>月～金曜日(祝日を除く)7時00分～19時00分:600円</p> <p>上記以外の時間、土・日・祝日:700円</p> <p>軽度の病児保育:700円</p> <p>【依頼会員の条件】</p> <p>始良市在住または勤務の方、生後3ヶ月から中学生までの子どもをお持ちの方</p> <p>【提供会員の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で子どもを預かれる方 ・成人以上で健康な方 ・子どもの保育に興味があり、社会参加をしてみたい方

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	特定不妊治療費助成制度	<p>★ 不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図ることを目的に、「体外受精及び顕微授精」による不妊治療を受けられるご夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成します。</p> <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が始良市に1年以上住所を有していること。 ・夫及び妻の前年の所得(1～5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。 ・市税等(市民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料及び国民健康保険税)、市営住宅の住宅使用料、水道利使用料及び保育料を滞納していないこと。 <p>【対象となる治療等】</p> <p>県の指定している医療機関で実施された配偶者間で行う医療保険が適用されない「体外受精及び顕微授精」を助成の対象とします。</p> <p>※申請は、治療終了後1年以内。</p> <p>【助成額】</p> <p>県の助成金に上乗せして、1年度あたり10万円を限度に通算5年間助成します。ただし、過去に助成金を本市及び他の市町村から支給された方は、通算年数及び1年あたりの助成限度額から控除されます。</p>
始良市	出産・育児	あいら親子つどいの広場「あいあい」	<p>★ 3歳未満の子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の子どもとその家族 ・妊娠中の方とその方に同伴する方 ・子育て相談などを希望する方 <p>【開所日・開所時間】</p> <p>月曜日～土曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 ※日曜日・休日・年末年始はお休みです。</p>
始良市	出産・育児	かじき親子つどいの広場「かじきっず」	<p>★ 未就学児までの子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児までの子どもとその家族 ・妊娠中の方とその方に同伴する方 ・子育て相談などを希望する方 <p>【開所日・開所時間】</p> <p>月曜日～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 ※土・日曜日・休日・年末年始はお休みです。</p>
始良市	出産・育児	病児保育サポート	<p>★ 子どもが風邪を引いたり、熱を出したとき、仕事や急な用事でそばにいてあげられない保護者に代わり、子どもの保育と看護を行う子育て支援サポート事業です。(平成25年4月スタート)</p> <p>次のようなときに利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状が安定している病氣中の子どもを、仕事や出産、冠婚葬祭などの理由で、保護者が看護できないとき。 <p>市が委託した施設の「病児保育室」で保育・看護します。</p> <p>→おひさま保育園病児保育室</p> <p>【利用できる方】</p> <p>始良市在住、もしくは勤務先が始良市内の保護者の子ども、0歳児(概ね生後3ヶ月)から小学6年生まで。</p> <p>【利用料金】</p> <p>1日1,500円、半日800円(4時間以内)、食事代200円(弁当持参の場合、食事代は不要)</p> <p>【利用時間】</p> <p>月曜日～金曜日の8時30分から18時00分まで 土曜日の8時30分から13時00分まで</p> <p>【休園日】</p> <p>日曜日・祝祭日 お盆期間(8月13日～15日) 年末年始(12月30日～1月3日)</p> <p>【注意事項】</p> <p>利用に際しては、事前登録が必要となります。</p>
三島村	出産・育児	出産祝金支給事業	<p>★ 出産前1年以上村内に居住し、かつ住民登録をした者が出産した場合支給する。</p> <p>○第1子:10万円 ○第2子:20万円 ○第3子:30万円 ○第4子:40万円 ○第5子以降:1人50万円</p>
十島村	出産・育児	定住促進資金交付事業(出産育児対策)	<p>★ ○第1子30万円、第2子40万円、第3子50万円、第4子以降100万円を支給する。 本村に住所を定めてから1年以上経過した者で出産した者及び出産後も引き続き定住する意志を有すると認められる者</p>
十島村	出産・育児	十島村子ども医療費助成事業	<p>★ ○子供の疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者…小学校入学時の4月1日から中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの十島村に住所を有する子ども。 <p>※所得制限はありません。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
さつま町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えいしん児童クラブ(盈進小学校内) 平日:午後2時から午後6時まで 休日・長期休業日:午前8時から午後6時まで 1日あたり平日:300円, 休日・長期休業中:600円 ・こずもす少年クラブ(錦光保育園内) 平日:午後2時から午後6時30分まで 休日・長期休業日:午前7時30分から午後6時30分まで 月額:2,500円(長期休業中:月額3,000円) ・恵光学童クラブ(旧中津川幼稚園) 平日:午後1時から午後5時30分まで 休日・長期休業日:午前8時から午後5時30分まで 月額:2,500円(長期休業中:月額6,000円) ・永野学童クラブ(旧永野幼稚園) 平日:午後1時から午後5時30分まで 休日・長期休業日:午前9時から午後5時まで 月額:1,000円
さつま町	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ さつま町に居住する中学3年生までの子どもに対し、医療費の自己負担額を助成します。子ども医療費助成制度の対象となるのは、次の条件がすべてそろっている子どもの保護者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さつま町内に住所のある中学3年生(中学校の教育課程を修了するまで)までの子ども ・健康保険加入者 ・生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成金等、他の医療費扶助を受けていない子ども <p>※所得制限はありません</p>
長島町	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 高校卒業(18歳に到達した3月末)までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 高校卒業までの乳幼児・児童生徒 2 助成額 自己負担分全額 3 助成方法 保護者への口座振り込みです。
長島町	出産・育児	エンゼル支援事業	<p>★ 不妊・不妊治療の医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 長島町に1年以上居住し、結婚後1年以上経過した夫婦 2 助成額 不妊・不育等の相談検査・治療に係る医療費の一部を助成します。(申請年度10万円限度) 3 助成方法 口座振り込み
長島町	出産・育児	子宝お祝い金支給事業	<p>★ 次代を担う子供の出生を祝福するとともに、健康で明るい町づくりに資することを目的として子宝お祝い金を贈る。</p> <p>○第1子:10万円 ○第2子:20万円 ○第3子:30万円 ○第4子:40万円 ○第5子:50万円 第5子以降は1人につき10万円を加算し支給する。</p>
湧水町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を支援する。</p> <p>【対象者】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童</p> <p>【保護者負担金】 無料(しかし、おやつ代1,500円/月、保険料が必要)</p> <p>【開所場所】 町内全5小学校区(吉松, 栗野, 轟, 幸田, 上場)</p> <p>【開所時間】 平日 14:00~18:00 土曜日・長期休業中8:00~18:00</p> <p>【問い合わせ先】 湧水町役場 福祉課 児童福祉係 0995-74-3111</p>
湧水町	出産・育児	乳幼児紙おむつ購入助成事業	<p>★ 【目的】 乳幼児を養育する保護者に対し紙おむつを給付することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに資することを目的とする。</p> <p>【紙おむつ券の支給】 紙おむつの給付は、町長が指定する町内取扱店において紙おむつを購入することができる乳幼児紙おむつ購入券の支給により行うものとする。</p> <p>【支給対象者】 町内に住所を有し、かつ、居住していること。 満2歳未満の乳幼児と同居し、かつ、当該対象乳幼児を養育していること。</p> <p>【支給期間】 紙おむつ券は、対象乳幼児の出生日の属する月分から満2歳の誕生日が属する月の前月分まで支給するものとする。</p> <p>【紙おむつ券の支給額】 紙おむつ券の支給額は、対象乳幼児1人当たり月額2,000円とする。</p> <p>【問い合わせ先】 湧水町役場 福祉課 児童福祉係 0995-74-3111</p>
湧水町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 【内容】 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>【交付対象者】 町内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯</p> <p>【対象店舗数】 11店舗</p> <p>【その他】 サービス内容については、それぞれ異なります。</p> <p>【問い合わせ先】 湧水町役場 福祉課 児童福祉係 0995-74-3111</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
湧水町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 中学校修了までの医療費の助成 未就学児→全額助成 小中学生→対象児一人につき2,000円/月を控除した全額助成 【問い合わせ先】 湧水町役場 福祉課 児童福祉係 0995-74-3111
大崎町	出産・育児	乳がん検診対象年齢の引き下げ	★ 乳がん検診は全国的には40歳からとなっているが、大崎町では30歳から受診できるうえ、検診費用の一部を町が負担します。 1 対象者 30歳以上の女性 2 助成額 1,000円～3,000円(検診内容により助成額が変わります)
大崎町	出産・育児	チャイルドシート貸出	★ 乳幼児を養育する保護者に無料でチャイルドシートの貸出を行います。 対象 乳幼児を養育する保護者
大崎町	出産・育児	赤ちゃん訪問	★ 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃんを対象に町の保健師が全戸訪問し、育児支援を行います。 対象 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃん
大崎町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 不妊治療にかかる費用を助成します。 1 対象 本町に1年以上居住し、夫婦の前年度の所得の合計が730万円未満の、法律上結婚している夫婦 2 助成金額 上限 年額20万円
大崎町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、お子さんの生まれた日から、18歳に達したあとの最初の3月31日(高校卒業)までの医療費を助成する制度です。 助成対象者 → 助成対象の子どもを現に監護している者で、大崎町内に住所を有する者。 助成対象 → 医療機関を受診した自己負担額(保険内診療に限る) ★高額療養費・付加給付に該当する場合・養育医療・特定疾患・第三者行為(交通事故等)・保険外診療(自費診療・予防接種等)は対象になりません。
大崎町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を応援する仕組みです。 この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、町内の協賛企業・店舗の善意により提供されるものです。 鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 ※実施市町村の窓口で、対象となる世帯からの申請により、県内共通のパスポートが交付されます。 ※事業を実施していない市町村にお住まい又は、県外にお住まいで県内へ帰省している子育て家庭へは、別途県で交付できる場合もあります。
東串良町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 町長は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。 2この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以降最初の3月31日までの者をいう。 この条例において「助成対象子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、東串良町の区域内に住所を有する者をいう。ただし、東串良町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年東串良町条例第30号)、東串良町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成7年条例第15号)の対象者である子ども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもは除く。 (1) 歯科に係る医療以外の医療 医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、東串良町の区域内に住所を有するもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。) (2) 歯科に係る医療 前号の子どものうち、15歳に満たない者(月の途中において15歳に達した者は、その日の属する月の末日までは15歳に満たない者とみなす。) 3 町長は、助成対象子どもを受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。 (1)助成金の額は、子ども1人につき一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額とする。ただし、町民税非課税世帯及び4歳に満たない者(月の途中において4歳に達した者は、その日の属する月の末日までは4歳に満たない者とみなす。)に係る一部負担金の支払額の毎月分からは3,000円を控除しないものとする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。 (2)前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象子どもに係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し、医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。
東串良町	出産・育児	赤ちゃんすこやか支援事業	★ 第1子=3万円、第2子=5万円、第3子以降=10万円 【条件・対象等】 (1) 第1子の新生児の養育者が東串良町に引き続き1年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が1年未満の場合は、住所を有する期間が1年に達したとき。 (2) 第2子の新生児の養育者が東串良町に引き続き2年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が2年未満の場合は、住所を有する期間が2年に達したとき。 (3) 第3子以降の新生児の養育者が東串良町に引き続き3年以上住所を有し、かつ新生児が東串良町に住所を有しているとき。ただし、養育者が住所を有する期間が3年未満の場合は、住所を有する期間が3年に達したとき。
錦江町	出産・育児	子育て世帯支援事業	★ 幼稚園及び保育所の保育料について、保護者に対し助成を行います。 1. 対象者 私立幼稚園及び保育所に在園している園児の保護者 2. 要件 町税等の過年度未納がないこと 3. 助成内容 ①第1子及び第2子の場合、保育料等の2分の1の金額 ②第3子の場合、保育料等の全額

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	出産・育児	すくすくベビー券支給事業	★ 新生児を養育する方にベビー券を支給します。 1. 対象者 ①町内に住所を3箇月以上有すること ②町内に住所を有する新生児を監護していること ③町税等の過年度未納がないこと 2. 助成内容 新生児1人につき1回を限度に24,000円分のベビー券を支給
錦江町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に3カ月以上居住している夫婦 2. 助成額 ①一般不妊治療 最高5万円/年度 ②特定不妊治療 最高20万円/年度 3. 助成方法 ①申請書の提出 ②治療証明書の提出 ③必要書類(領収書、保険証のコピー)
南大隅町	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 安心して子どもを産み、健やかに育てることが出来るように、また、子どもたちが心身ともに健やかに育つために、疾病や障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、高校卒業(18歳年度末)までの子どもにかかる医療費を全額助成することにより、子どもの健康の保持増進や子育て世代の負担軽減と定住促進を図ります。 ○町内に居住する0歳から高校生までの子どもを対象とします。(18歳年度末まで) ○ひとり親家庭医療費助成や、重度心身障害者医療費助成等、他の医療費助成の対象となっていないことが条件です。 ○高校進学のため、町外に住所を移す場合も住所地特例適用にて、子どもの保護者に医療費助成を行います。(学生券など)
南大隅町	出産・育児	子育て支援特別手当	★ 子どもの誕生を祝うとともに、健やかな成長を促し、本町で生活する子育て世帯を長期かつ継続的に支援するため、子どもの養育者に手当を支給します。 ・第1子誕生時に 50,000円 ・第2子誕生時に100,000円 ・第3子誕生時に100,000円(以降4歳到達時まで毎年誕生日を基準に100,000円) ・第4子以降誕生時に200,000円(以降4歳到達時まで毎年誕生日を基準に200,000円) ○子どもが誕生時において南大隅町の住民基本台帳に登録され、かつ養育者が町内に居住していることが条件です。 ○第3子及び第4子以降に係る、2回目以降の手当は、次回の支給基準日まで子ども及びその養育者が引き続き町内に居住していることが条件となります。(出生～4歳到達時まで計5回支給)
南大隅町	出産・育児	保育料軽減事業	★ 児童の健全育成を図るとともに、家庭生活の向上や、少子化対策、子育て世代の定住を促進するため、保育料(徴収基準額)の半額軽減し、3子目以降の児童の保育料を無料化し、子育て世代の負担軽減を図ります。 ○町内に居住し、保育所を利用している保護者を対象とします。 ○町税等に滞納がある場合は適用となりません。
南大隅町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。 【対象者】 ①～③の要件をすべて満たした方が対象となります。 ①法律上の婚姻状態にある夫婦で、申請日において不妊治療を実施している人。 ②申請日前1年以上の間において、夫婦又は妻のいずれか南大隅町に住所を有している人。 ③町民税、固定資産税、国民健康保険税(料)、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他の公共料金等の未納・滞納がない人。 【助成金の額】 本町の要綱に定めた治療ごとに算出した額を妊娠の確認まで、または通算5年間助成します。ただし、1年度当たり10万円を限度とします。 *鹿児島県不妊治療助成金交付対象治療により助成を受けた治療は、当該助成金を差し引いた額を10万円の範囲内で助成します。
肝付町	出産・育児	鹿児島子育て支援パスポート事業	★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にていろいろな特典・サービスが得られます。 1. 対象者 18歳到達誕生日前日
肝付町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 少子化社会の中、真に子どもを産み育てたいと切望するも不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療並びに不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりを行うことで出産・子育ての希望をかなえます。 ■助成の条件 ・肝付町に3ヶ月以上住所を有する夫婦 ・夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満 ・町税等の滞納がないこと ■助成の額 ・一般不妊治療助成 年額10万円(上限) ・特定不妊治療助成 年額20万円(上限) ■助成期間 通算5年間
肝付町	出産・育児	チャイルドシート無償貸し出し事業	★ 肝付町では、チャイルドシートの装着を推進し、乳児等の交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、1歳未満のお子さんを対象に乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを行っています。 里帰り中のかたも利用可能ですので、是非ご利用ください。 ■貸出期間 6ヶ月以内 ■使用条件 体重10kg未満・身長75cm程度まで
肝付町	出産・育児	助産師赤ちゃん訪問事業	★ 肝付町では、安心して子育てができるよう生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行ったりしています。また、素敵なお誕生記念品をプレゼントします。子育て支援センターの保育士が訪問します。 ■対象 ・生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭 ・訪問時期 概ね生後2、3ヶ月頃 ■訪問内容 (1)赤ちゃんとお母さんの体調確認(アンケート実施) (2)子育てに関する悩み相談 (3)子育てに関する情報の提供 (4)お誕生記念品の贈呈

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	子育て短期支援事業 (子育てショートステイ)	<p>★ 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要な場合等に実施施設(児童養護施設)において養育・保護を行います。</p> <p>■対象者 この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とします。</p> <p>①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 ③出産、看護、事故、災害、失踪など家庭教育上の事由 ④冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤その他町長が事業を利用することが適当であると認めるとき。</p> <p>■利用できる施設 ●2歳未満:鹿屋市「かのや乳児院」 電話0994-42-2531 ●2歳以上:鹿屋市「太陽学舎」 電話0994-43-6229</p> <p>■利用の期間 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、町が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができます。</p> <p>■保護者負担額 住民税課税状況等により金額が異なりますので、詳しくは役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。</p>
肝付町	出産・育児	病児保育利用助成事業	<p>★ ■対象児童 この事業の対象となる児童は、町内に住所を有する児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とします。</p> <p>①保育所等に通所している児童で病氣回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な場合で、かつ保護者の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童を対象とします。</p> <p>②保育所に通所している児童ではないが、前号と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)</p> <p>■利用できる施設 鹿屋市「病児保育施設 森のくまさん家」 電話0994-52-0506 利用料金2,000円/日 (但し、利用の都度、医療部門の受診が必須、受診料等がかかります。)</p> <p>■利用方法及び助成金の請求方法 ①町福祉課児童家庭係に原則事前登録をお願いします。 ②登録後(登録は毎年度)、実際利用する場合は、ご自分で利用を希望する施設に連絡し、事前に予約してください。その他利用に関する詳細は利用施設で確認をお願いします。また、利用料金については、ご自分で利用した施設へ金額お支払いください。 ③利用後、助成金申請書と領収書を福祉課児童家庭係へ提出してください。日額2,000円を限度に助成金を支給いたします。</p>
肝付町	出産・育児	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	<p>★ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>また、従前の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を恒常的に預かり保護を行う事業です。</p> <p>■対象児童(一般型) この事業の対象となる児童は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とし、対象年齢は、集団保育が可能な0歳児とします。(幼稚園型) 主として、幼稚園等(認定こども園を含む)に在籍する満3歳以上の幼児で、当該幼稚園等で保護を受けている児童。</p> <p>■利用できる施設 ①認定こども園 おおぞら幼稚園(学校法人 上原学園) ②肝付町高山子育て支援センター(社会福祉法人 光西福祉会)</p> <p>■利用料 年齢区分により料金が異なります。詳しく役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。</p>
中種子町	出産・育児	出産祝い金支給事業	<p>★ 第1子に50,000円、第2子に100,000円、第3子に200,000円、第4子以降に生まれた子ども1人につき300,000円分の商品券を支給します。</p> <p>1 対象者 中種子町住民票に記載されており、出産前に引き続き3か月以上町内に居住している者</p> <p>2 助成額 第1子に 50,000円 第2子に100,000円 第3子に200,000円 第4子以降に生まれた子ども1人につき300,000円</p> <p>3 助成方法 上記金額相当分を商品券にて支給</p>
南種子町	出産・育児	出産祝い金支給事業	<p>★ 南種子町に住所を有する者が、出産した場合に出産祝金を支給します。</p> <p>・祝金の額 第1子及び第2子:10万円 第3子:20万円 第4子以降:30万円</p> <p>・南種子町に住所を有しており、出産前3ヶ月以上南種子町に居住していること。</p>
南種子町	出産・育児	放課後児童健全育成事業	<p>★ 放課後や長期休業中に、保護者が児童を保育できない場合に、小学1年生から3年生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、その児童の保育を行う。</p>
屋久島町	出産・育児	すこやかベビー出産祝い金	<p>★ 出産祝い金を支給します。</p> <p>町内に住所を有する者が出産をしたとき、生まれた子供一人に対し3万円を祝い金として支給します。</p>
屋久島町	出産・育児	乳幼児等医療費助成事業	<p>★ 乳幼児等(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る医療費の助成を行っています。</p> <p>○助成金の額は、医療費の支払額です。</p>
屋久島町	出産・育児	不妊治療旅費助成事業	<p>★ 屋久島町に住所を有し、鹿児島県から特定不妊治療費の助成(鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成)を受けた夫婦と(ただし、夫婦の住所が異なる場合にあっては、妻が町内に住所を有する場合)を補助対象としています。</p> <p>助成対象経費は以下のとおりです。</p> <p>○交通費(鹿児島市までの船賃又は鹿児島空港までの航空機運賃。1回の治療につき9回往復まで) ○宿泊費 1泊5,000円(1回の治療につき15泊まで) 上記の費用の合算額の3分の2を助成金とします。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【出産・育児】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
屋久島町	出産・育児	口永良部島妊婦出産支援費助成	★ 口永良部島に住所を有する者で、かつ、島外で妊婦健診及び出産をする妊婦に対し、5万円を助成をします。 助成対象経費は以下のとおりです。 ○妊婦 健診を受診する際の交通費及び宿泊費 ○出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費 ○妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費
大和村	出産・育児	出産祝い金	★ 第1子=20万円 第2子=30万円 第3子以降=50万円の祝い金があります。
大和村	出産・育児	育児助成金	★ 満6才に達するまでの児童がいる世帯に対し、児童1名につき、月5,000円を助成します。
宇検村	出産・育児	子育て支援金助成金	★ ①出産祝い金(村内に住所を有する者で、出生児一人に対し5万円支給) ②入学祝金(小学校1年に入学する児童に1人5万円支給) ③子育て支援金(乳幼児・児童生徒に1人年額1万円を支給) ①村内に5年以上居住 ③出産祝い金・入学祝金の支給を受けた者は除く
宇検村	出産・育児	保育料助成金	★ 1人月額5千円助成 ・宇検村内に5年以上住所を有し、継続して居住すること。 ・ターナー、Uターナー者 ・支給期間は1年間
宇検村	出産・育児	少子化対策特別助成制度	★ 1人月額3万円助成 ・阿室校区、名柄校区に転入する児童生徒を有する世帯 ・事前に各校区の入入れ組織(活性化委員会)との協議が必要 ・児童生徒のみでの転入は不可
瀬戸内町	出産・育児	出産祝い金	★ 母子ともに町内に住所があり、町内に居住している方へ出産祝い金(商品券)を支給します。 1 対象者 母子ともに町内に住所があり、町内に居住している方 (出産のために一時的に住所を異動した方は対象外です。) 2 助成額 第1子・・・5万円 第2子・・・10万円 第3子以降・20万円 ※瀬戸内町商工会の商品券を支給します。
瀬戸内町	出産・育児	乳幼児医療費助成	★ 未就学の乳幼児が対象となります。 各健康保険法の規定により支払った保険分負担額の全額を助成します。
瀬戸内町	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 子育てを地域全体で支援することを趣旨に、交付されるパスポートです。 ステッカーの貼ってある協賛店で見せるといろいろな子育て支援サービスが受けられます。 妊娠中の方、または、満18歳未満の子どもがいる世帯が対象となります。 サービスの内容は、商品の割引やスタンプポイントアップ、授乳スペースの店内設置、ベビーカーの貸出無料などです。 ※以上のサービス内容はあくまでも例示で、店舗ごとに異なります。
龍郷町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育てを家庭で応援する仕組みです。 この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、町内19の協賛企業・店舗の善意により提供されるものです。 鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 ※実施市町村の窓口で、対象となる世帯からの申請により、県内共通のパスポートが交付されます。 ※事業を実施していない市町村にお住まい又は、県外にお住まいで県内へ帰省している子育て家庭へは、別途県で交付できる場合もあります。
龍郷町	出産・育児	乳幼児医療費助成	★ 乳幼児(小学校就学前の者)疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持と増進を図るため、乳幼児医療費の全額を助成しています。 医療機関の窓口で受給資格者証を提示して医療費(一部負担金)を支払うと、医療機関を通じて町に申請され、最短で診療月の2か月後に指定口座に振り込まれます。 登録に必要なもの・・・被保険者証、印鑑、本人名義の通帳
龍郷町	出産・育児	不妊治療旅費・宿泊費助成	★ 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための通院に要する旅費・宿泊費の一部を助成します。1回の治療(採卵から妊娠まで、または治療中止まで)につき、夫婦で9回往復(鹿児島本土までの飛行機または船)の旅費と、上限5000円の15泊分の宿泊費の約3分の2を助成します。
喜界町	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 主に小学校低学年の児童を預かり、遊びや生活指導、学習活動を援助
徳之島町	出産・育児	乳幼児医療費助成	★ 小学校入学前の児童に対して、医療費助成金を支給する。
天城町	出産・育児	少子化対策児童養育助成補助	★ 天城町に居住し、天城町の保育所に通う園児、幼稚園に通う1・2歳児の保育料を全額助成する。
天城町	出産・育児	乳幼児医療助成事業	★ 天城町に居住する小学校へ就学前の乳幼児の疾病の早期発見治療を促進し、乳幼児の健康の保持促進を図る。医療費の自己負担分を全額助成する。
天城町	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産時において天城町内に居住しており、引き続き定住することが見込まれるものに支給する。 ○第1・2子・・・5万円、第3子・・・10万円
天城町	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供している。
天城町	出産・育児	延長保育	★ 保育所の閉所時間は通常午後5時だが、希望があれば午後7時ごろまで預かってくれる。

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	出産・育児	児童手当制度	<p>★ 児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、時代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く)</p> <p>支給額 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限のあったもの 一律5,000円 ※児童手当では、満18歳までを児童としてカウントしています ※「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。</p>
伊仙町	出産・育児	子育て支援金	<p>★ 伊仙町では、出産児を祝福するとともに次代を担う子どもの健やかな成長を願い、また、少子化対策として子育て支援金を支給しています。</p> <p>第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円</p> <p>【支給の要件】 住民基本台帳の規定により、伊仙町の住民行に記載されていること。支給対象者、居住期間、申請期間、支給額は以下のとおりとする。</p> <p>(1)支給対象者は出産児の筆頭者とする。 (2)居住期間は出産児の筆頭者が出産前1年以上本町に居住し、定住することが見込まれるもの。 (3)支給額は対象児の筆頭者の第1子は5万円、第2子は10万円、第3子以降は15万円とする。 (4)申請期間は出産日から一年以内とする。</p>
伊仙町	出産・育児	乳幼児医療費助成	<p>★ 6歳未満の乳幼児が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。</p> <p>【対象年齢】 ・医科・歯科診療とも就学前まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>【給付内容】 ・1か月にかかった治療費が入院、通院を合わせて3千円を超えた額を助成します。(ただし、この場合の一か月とは1日～31日換算とする。)なお、町民税非課税世帯の場合は全額を助成します。</p>
与論町	出産・育児	子育て支援制度	<p>★ 与論町の出産・子育てを支援するため、子育て支援金制度ができました。この制度は、子育て支援金を支給することにより、子ども達が将来町の発展を担う人材となるよう健やかに成長し、活気に満ちた町の創造を願い支給される与論町独自の制度です。</p> <p>【支援金を受けられることができる方】 与論町に住所がある方で、平成23年4月2日以降に生まれた子を養育している場合に受け取ることができます。</p> <p>【支給要件】 養育者が児童の誕生日より前1年以上継続して与論町に住所があり、児童の誕生日から引き続き6年以上与論町に住所があることを確認できる方。</p> <p>【支援金の額と支給の方法】 支援金額を出生時、小学校入学時、中学校入学及び卒業時にそれぞれ分割して支給されます。</p> <p>第1子 100,000円 第2子 200,000円 第3子 500,000円 第4子 600,000円 第5子 700,000円</p>